

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成26年11月21日（金） 9：03～9：23

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣  
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）  
高市早苗 国務大臣（総務大臣）  
上川陽子 国務大臣（法務大臣）  
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）  
下村博文 国務大臣（文部科学大臣）  
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）  
西川公也 国務大臣（農林水産大臣）  
宮沢洋一 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）  
太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）  
望月義夫 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）  
江渡聡徳 国務大臣（防衛大臣）  
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）  
竹下亘 国務大臣（復興大臣）  
山谷えり子 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）  
山口俊一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
有村治子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官  
世耕弘成 内閣官房副長官  
杉田和博 内閣官房副長官  
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 10件
- 国会提出案件 23件
- 公布（条約） 1件
- 公布（法律） 11件
- 政令 10件
- 人事 2件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、閣議案件について、加藤副長官から御説明申し上げます。

○加藤内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、NHKの「平成25年度収支決算及び業務報告書」を国会に提出することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「日・UAE租税条約」の締結について、御決定をお願いいたします。本条約は、先の通常国会で承認を得たものであります。併せて、本条約を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「アンゴラ国」及び「南アフリカ共和国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、独立行政法人科学技術振興機構の「革新的新技術研究開発業務報告書」、独立行政法人日本学術振興会の「先端研究助成業務等報告書」及び独立行政法人日本スポーツ振興センターの「スポーツ振興投票の収益使途報告書」を文部科学大臣の意見を付して国会に報告することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、文部科学大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書19件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「地方議会選挙期日特例法」外10件が、19日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令10件について、御決定をお願いいたします。まず、「金融商品取引法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年11月29日とするものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係政令の整理等政令」は、関係政令について金融商品取引業者の事業年度規制の見直し等に係る所要の規定の整理を行うとともに、外国法人である金融商品取引業者について所要の経過措置を定めるものであります。

次に、「保険業法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年11月28日とするものであり、「保険業法施行令の一部を改正する政令」は、運用実績連動型保険契約の運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合の手續等を定めるものであります。

次に、「不当景品類及び不当表示防止法の権限委任政令の一部を改正する政令」は、消費者庁長官から事業所管大臣等に対して調査権限を委任することができる場合等について定めるものであります。

次に、「地方議会選挙期日特例法施行令」は、平成27年4月に実施される統一地方選挙に関し、選挙人名簿の登録日の特例等を定めるものであります。

次に、「電気通信事業法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年12月1日と定めるものであり、「電気通信事業法施行令の一部を改正する政令」は、登録講習機関の登録有効期間、総務大臣が行う講習を受けよう

とする者の手数料の額を定めるものであります。

次に、「花き振興法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年12月1日とするものであり、「同法施行令」は、品種登録の出願料及び登録料の軽減手続等について定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外4件について、御決定をお願いいたします。

次に、志賀安雄外233名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「宇宙分野の2つの共同計画の協力に関する書簡」及び「宇宙損害協定附属書の修正に関する書簡」を米国との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。「温室効果ガス観測技術衛星等計画の協力」は、取得したデータの共有、相互検証及び共同ミッション科学チームの設立を、「はやぶさ2計画の協力」は、小惑星探査機はやぶさ2の開発、打上げ、運用等の科学的活動を、それぞれ行うものであり、「宇宙損害協定附属書の修正」は、これらの共同活動の実施による損害賠償請求の相互放棄について定めるものであります。なお、明日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「国際運輸業の所得に対する課税の相互免除に関する取極の終了に関する書簡」をアラブ首長国連邦との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、日・UAE租税条約の発効に伴い、船舶等を使用した国際運輸業に係る所得に対する二重課税を回避するため、相互免税を実施することを取り極めた交換公文が終了かつ効力を失うこと等について、取り極めるものであります。なお、24日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をインドとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「下水道整備計画」に対し、約156億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○高市国務大臣：日本放送協会の平成25年度の財務諸表及び業務報告書につきましては、収支均衡を見込んでいた同年度予算に対し、135億円の増収、47億円の支出削減の結果、182億円の事業収支差金を計上しております。

この業務報告書について、総務大臣といたしましては、平成24年10月から実施された受信料の値下げの影響が通年化する中で、受信料徴収の徹底や業務全般にわたる効率的な運営に努めた結果、おおむね所期の成果を収めたものとする一方、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、外国人向けテレビ国際放送の強化、4K・8Kの推進等については、引き続き積極的な取組を進め、公共放送としての社会的使命を果たしていただきたいとする意見を付しております。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣から3件御発言がございます。

○下村国務大臣：独立行政法人科学技術振興機構が、同機構に置かれている基金を財

源として平成25年度に実施した「革新的新技術研究開発業務」について申し上げます。

同機構は、平成25年度において、革新的新技術研究開発業務に関し、関係規程の整備を行うとともに、プログラム・マネージャーの活動支援等の準備を実施しました。

また、革新的新技術研究開発基金の管理については、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られました。

したがって、本業務については、法令や運用方針などに基づき、透明性・公正性に十分留意して実施されており、文部科学大臣として、適正であったとの意見を付しております。

次に、独立行政法人日本学術振興会が、同会に置かれている基金を財源として平成25年度に実施した「先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務」及び「学術研究助成業務」について申し上げます。

同会は、平成25年度において、先端研究助成業務に関し、総合科学技術会議が決定した最先端研究開発支援プログラム30課題及び最先端・次世代研究開発支援プログラム318課題に対して、294億円を交付し、研究者海外派遣業務に関しては、派遣を終了した事業について助成金の額の確定を行いました。

また、学術研究助成業務に関し、平成25年度には、5万8,393件の課題に対して958億円を交付いたしました。

いずれの業務につきましても、運用方針や取扱要領などに基づき、透明性・公正性に十分留意したものであり、文部科学大臣として、適正であったとの意見を付しております。

なお、日本学術振興会においては、一部の研究課題において経費執行や研究活動に疑義を生じる事案が発生していることに関し、調査結果に基づき速やかな対応を行うとともに、助成金が適正に使用されるよう、引き続き、執行管理の充実に向けた取組を行うことをあわせて報告いたします。

次に、日本スポーツ振興センターの平成25年度のスポーツ振興投票に係る収益の使途に関しましては、143億円をスポーツ振興のための助成事業に充当し、82億8,000万円を国庫に納付いたしました。

スポーツ振興のための助成事業は、交付要綱に基づき、情報提供を適切に行いながら、外部有識者による厳正な審査を行うなど、透明性・公正性に十分留意して使途の決定がなされました。

このため、文部科学大臣として、平成25年度スポーツ振興投票に係る収益の使途は、適正であったとの意見を付しております。

なお、近年の不正受給問題の発生を踏まえ、日本スポーツ振興センターにおいて、不正防止策を強化するとともに、受給団体のガバナンスの強化に対する支援の在り方について検討を行っているところです。

文部科学省としても、そのような取組が適切に行われるよう、しっかりと対処して参ります。

○菅国務大臣：次に、有村大臣。

○有村国務大臣：来る11月25日から12月1日までの1週間、「犯罪被害者週間」を実施します。

この週間は、犯罪被害に遭われた方やその御家族・御遺族が、再び平穏な暮らしを営んでいただくため皆で配慮していくことの重要性等について、国民に理解を深めていただくために行うものです。今年も関係省庁や地方公共団体及び民間団体等と連携を図りながら、様々な啓発行事を各地において実施します。

閣僚各位におかれましては、この「犯罪被害者週間」の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：ここで、内閣総理大臣から、御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：私は、このたび、衆議院を解散することを決意いたしました。

安倍政権発足以来、「三本の矢」の経済政策により、雇用は改善し、賃金も上がりました。今、「経済の好循環」が生まれたことで、デフレから脱却するチャンスをようやく掴みました。

景気の回復を確かなものとするため、消費税率10%への引き上げを18か月間延期し、平成29年4月から確実に引き上げを実施することを決断いたしました。国民生活に密接に関わる消費税について重大な政策変更をした以上、私は、国民の信を問うべきであると考えました。

景気回復の暖かい風を、全国津々浦々へと届けていくためには、「経済の好循環」の流れを止めてはならない。デフレから脱却し、経済を成長させ、国民生活を豊かにするためには、この道しかありません。成長戦略の実行を一層加速していくためにも、私たちが進める経済政策について、国民の皆様の信頼と協力を得て、共に前に進んで行く必要があると考え、ここに衆議院の解散を断行し、国民の信を問うことといたしました。

各位におかれては、国政に遺漏のないよう、万全を尽くしていただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：ただ今の総理御発言の方針どおり進めることとし、衆議院の解散について、加藤副長官から御説明申し上げます。

○加藤内閣官房副長官：件名外案件として、「衆議院解散」について、御決定をお願いいたします。

「日本国憲法第7条により、衆議院を解散する。」との詔書案、詔書が発せられた旨を衆議院議長にお伝えする伝達書案、及びこの旨を参議院議長にお知らせする通知案を一括して御決定いただくものであります。

解散詔書は、閣議決定後、上奏して御名・御璽をいただき、内閣総理大臣に副署願うものであります。その後、本日の衆議院本会議においてこれが発せられた旨を衆議院議長に伝達するとともに、参議院議長にこの旨を通知することといたします。

なお、本件につきましては、衆議院議長への伝達まで不公表扱いといたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：それでは、衆議院解散の閣議書をお回しいたしますので、御署名願ひ

ます。

○菅国務大臣：次に、私から、臨時閣議の開催について、申し上げます。本日、衆議院が解散された場合、午後2時から、臨時閣議を総理大臣官邸において開催いたしますので、あらかじめお含みおき願います。なお、本件につきましては、衆議院の解散まで不公表扱いといたしますので、よろしくお願いいたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣議案件

〔平成26年  
11月21日〕（金）

## ◎一般案件

- 資料あり ○
1. 日本放送協会平成25年度財産目録，貸借対照表，損益計算書，資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書を国会に提出すること
  1. 日本放送協会平成25年度業務報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書を国会に送付すること  
 について（決定）（総務省）
- 資料なし ☆
- 〃 ○ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の承認について（決定）（外務省）
- アンゴラ国駐箚特命全権大使伊藤邦明外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使名井良三外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（同上）

## ◎国会提出案件

- 資料あり ○
1. 独立行政法人科学技術振興機構平成25年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
  1. 独立行政法人日本学術振興会平成25年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書並びに同報告書に付する文部科学大臣の意見
  1. 独立行政法人日本学術振興会平成25年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見  
 について（決定）（文部科学省）

資料あり  
資料あり

○独立行政法人日本スポーツ振興センター平成25年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見について（決定）（文部科学省）

1. 衆議院議員西野弘一（次世代）提出女性が輝く社会に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）

1. 参議院議員浜田和幸（改革）提出マレーシア航空MH17の墜落原因の日本政府による把握状況に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 参議院議員櫻井充（民主）提出資産効果に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）

1. 参議院議員有田芳生（民主）提出「特別永住者」に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）

1. 衆議院議員西野弘一（次世代）提出沖縄県尖閣諸島の領有権に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）

1. 衆議院議員井坂信彦（維新）提出日中首脳会谈に先立ち公表された4項目の合意文書に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員鈴木貴子（無）提出バンクーバー総領事館で不適切な経理が行われていたことに関する第3回質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 参議院議員浜田和幸（改革）提出日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 参議院議員徳永エリ（民主）提出新サービス貿易協定（T i S A）交渉への日本国政府の参加に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）



1. 衆議院議員大熊利昭（維新）提出第186回国会において成立した改正学校教育法の附帯決議と文部科学省の事務連絡の関係に関する再質問に対する答弁書について（決定）  
（文部科学省）
1. 衆議院議員塩川哲也（共）提出薬物依存症者の治療や社会復帰のための支援の充実・強化に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（厚生労働省）
1. 参議院議員櫻井充（民主）提出正規社員の身分と既得権益に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（同上）
1. 衆議院議員河野正美（維新）提出宝石サンゴの密漁対策に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（農林水産省）
1. 参議院議員江口克彦（次代）提出ガソリンスタンドの現状に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（経済産業省）
1. 衆議院議員近藤昭一（民主）提出独立行政法人水資源機構法及び同法施行令のいわゆる「撤退ルール」に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（国土交通省）
1. 参議院議員山本太郎（無）提出JR北海道の安全問題，ローカル線問題及びリニア中央新幹線に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（同上）
1. 衆議院議員近藤昭一（民主）提出「九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書に対する御意見への考え方」に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（原子力規制委員会）

1. 参議院議員山本太郎（無）提出原子力発電所の「事故の真実」と「負の遺産」等に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（原子力規制委員会）
1. 衆議院議員近藤昭一（民主）提出尖閣諸島にかかる所有関係および米軍射爆撃場に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（防衛省）

◎公布（条約）

- 資料 ☆ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約（決定）  
（外務省）

◎公布（法律）

- 資料 ☆
1. 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（決定）
  1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（決定）
  1. 国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（決定）
  1. 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（決定）
  1. 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（決定）
  1. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（決定）
  1. 空家等対策の推進に関する特別措置法（決定）
  1. 外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律（決定）

1. 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（決定）
1. 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（決定）
1. ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（決定）

◎政 令

資料あり

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（金融庁）
- 〃 ○金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○保険業法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○不当景品類及び不当表示防止法第12条第1項及び第2項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令（決定）（消費者庁）
- 〃 ○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（決定）（総務省）
- 〃 ○電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（決定）（総務・財務省）
- 〃 ○花きの振興に関する法律の施行期日を定める政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○花きの振興に関する法律施行令（決定）（農林水産・財務省）

◎人 事

資 料 ☆ 村田 齊志 外 5 名 を 判 事 等 に 任 命 し ， 判 事 兼 簡 易 裁  
資 な し 判 所 判 事 江 口 と し 子 外 1 名 の 兼 官 を 免 じ ， 簡 易 裁  
判 所 判 事 柴 田 孝 史 外 1 名 を 願 に 依 り 免 ず る こ と に  
つ い て （ 決 定 ）

資 料 ☆ 元 海 将 志 賀 安 雄 外 2 3 3 名 の 叙 位 又 は 叙 勲 に つ い  
資 あ り て （ 決 定 ）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件 〔平成26年〕 (金)  
11月21日

◎一般案件

資料あり

○

1. 温室効果ガス観測技術衛星 (GOSAT), 炭素観測衛星2号 (OCO-2) 及び温室効果ガス観測技術衛星2号 (GOSAT-2) との間の共同計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換
1. 小惑星探査機はやぶさ2計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換
1. 平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の附属書の修正に関する書簡の交換

について (決定)

(外務省)

- 〃 ○ 国際運輸業の所得に対する課税の相互免除に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の取極の終了に関する書簡の交換について (決定)

(同上)

- 〃 ○ 円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換について (決定) (同上)

資料なし

- 衆議院解散について (決定) (内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]